

九州アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総 則

- 第1条 本大会は、九州吹奏楽連盟・九州小学校吹奏楽連盟・九州中学校吹奏楽連盟・九州高等学校吹奏楽連盟・九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟、及び朝日新聞社の主催で実施する。
- 第2条 本大会は、全日本吹奏楽連盟主催、全日本アンサンブルコンテスト予選を兼ねる。
- 第3条 本大会は、本連盟所属各県アンサンブルコンテストにおいて代表として推薦されたグループが参加する。
- 第4条 第3条における本連盟所属支部は次のとおりとする。
北九州支部 筑豊支部 福岡支部 佐賀支部 長崎支部
熊本支部 鹿児島支部 宮崎支部 大分支部 沖縄支部
- 第5条 第3条における推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度末までの理事会で決定する。
- 第6条 本大会の実施期日・会場及び主管支部は、前年度末までの理事会で決定する。
- 第7条 本規定に明記されていない事項については、全日本アンサンブルコンテスト実施規定に準ずる。

第2章 実施部門及び参加人員

- 第8条 実施部門は次のとおりとする。
(1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高等学校の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部
- 第9条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

実施部門	演奏人員
小学生	1グループ 3名以上10名以内
中学生、高等学校、大学、職場・一般	1グループ 3名以上 8名以内

- (2) 各部門の推薦団体は本大会の参加申込時に演奏者名簿を提出すること。ただし、県・支部のアンサンブルコンテストの編成、演奏者を変更することはできない。

第3章 参 加 資 格

- 第10条 各部門の参加資格者は次のとおりとする。なお、いずれも本連盟所属支部アンサンブルコンテスト代表者（責任者）会議までに加盟手続きを完了した団体に所属していなければならない。
- (1) 小学生の部
参加形態は以下のとおりとする。なお、部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンド等の参加を認める。
- ① 単独校
構成メンバーは小学校に在籍している児童とする。
- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人又は団体が組織し、小学生で構成された団体。

(2) 中学生の部

参加形態は以下のとおりとする。なお、部員不足により、学校単位で参加できなくなる中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンド等の参加を認める。

① 単独校

構成メンバーは中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、又は同一団体内の小学生の参加は認める。)

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人又は団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

(3) 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(4) 大学の部

構成メンバーは同一の大学(大学院)、及び高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第11条 同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。また、同一人が全部門を通して、各県・各支部のアンサンブルコンテストから同一グループで出場すること。

(2) 第9条2項で登録された者以外が演奏者となることは認めない。また、一度登録したものを変更することは認めない。

第12条 演奏者が法定伝染病・事故等により出場できないときは、第11条1項及び2項にかかわらず、理事長の承認を得て演奏者を変更することを認める。

第13条 参加グループの資格に疑義があるときは、その団体を調査し出場停止又は入賞を取消することができる。

第4章 演 奏

第14条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

第15条 一つのパートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。(小学生については10パート10人までの演奏を認める。ただし、パートの重複は認めない。)

第16条 独立した指揮者を置くことはできない。

第17条 参加グループはフル・スコア(又はパート譜)を提示すること。

第18条 参加グループは、県・支部のアンサンブルコンテストで用いた曲(任意の1曲を演奏すること。組曲も1曲とみなす。)を演奏すること。

第19条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第20条 演奏時間は5分以内とする。

第21条 出演順は前年度の理事会において決定する。

第5章 審査及び表彰

- 第22条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。
- 第23条 審査員の数は、原則として7名とする。
- 第24条 審査方法は、理事会の定める九州アンサンブルコンテスト審査内規による。
- 第25条 第9条に規定している演奏人員を超過した場合、若しくは第20条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第26条 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。また、小学生の部に最優秀賞を設ける。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。
- 第27条 全日本アンサンブルコンテストへの各部門推薦数は、全日本アンサンブルコンテスト実施規定により決定する。ただし、小学生の部については、全日本アンサンブルコンテストへの推薦は行わない。

第6章 補 則

- 第28条 本規定は昭和62年 4月1日から実施する。
- 第29条 〃 昭和63年 4月 1日 〃
- 第30条 〃 平成 7年 5月 7日 〃
- 第31条 〃 平成12年 4月30日 〃
- 第32条 〃 平成17年 4月 1日 〃
- 第33条 〃 平成20年 2月23日 〃
- 第34条 〃 平成21年 9月26日 〃
- 第35条 〃 平成25年 6月15日 〃
- 第36条 〃 平成26年 6月14日 〃
- 第37条 〃 平成27年 4月25日 〃
- 第38条 〃 令和 元年 6月23日 〃
- 第39条 〃 令和 元年 6月23日 〃
- 第40条 〃 令和 5年 3月11日 〃
- 第41条 〃 令和 6年 3月23日 〃

《九州アンサンブルコンテストへの推薦に関する細則》

九州アンサンブルコンテスト実施規定第5条により、九州アンサンブルコンテストの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 中学生の部及び高等学校の部への推薦団体数を以下のとおりとする。

- 1 各部門の出場総数の基礎数を次のとおりとする。

ア 中学生 35	イ 高等学校 30
----------	-----------

- 2 各県からの推薦数は、前年度の各県アンサンブルコンテスト参加団体数の比例配分で決定する。

$\text{配分数} = \frac{\text{その県のアンサンブルコンテストの参加団体数} \times \text{出場総数の基礎数}}{\text{九州各県アンサンブルコンテストの参加団体総数}}$
--

- 3 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。
4 各県アンサンブルコンテストからの推薦団体の最低数を中学生・高等学校とも各2とする。
5 第3・4項により算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。
6 同一団体からの推薦は1グループとする。

第2条 小学生の部及び大学の部への推薦団体数を次のとおりとする。

当年度の各県アンサンブルコンテストにおける参加団体数	推薦数
1～4 団体	1
5～10 団体	2
11～16 団体	3
17～22 団体	4
23～28 団体	5

なお、28団体を超える場合は、6団体ごとに1団体追加する。

第3条 職場・一般の部への推薦団体数を次のとおりとする。

当年度の各県アンサンブルコンテストにおける参加団体数	推薦数
1～7 団体	1
8～14 団体	2
15～21 団体	3
22～28 団体	4
29～35 団体	5

なお、35団体を超える場合は、7団体ごとに1団体追加する。

第4条 推薦団体の本連盟事務局への申込締切日は、前年度末までの理事会で決定する。

第5条 推薦団体が第4条の申込締切日に遅れた場合は、出場を辞退したものとする。

第6条 推薦団体が出場を辞退する場合は、直ちに所属支部長を通して本連盟理事長宛に辞退届を提出しなければならない。

第7条 推薦団体が出場を辞退した場合でも、繰上げ推薦は認めない。

《九州アンサンブルコンテスト審査内規》

九州アンサンブルコンテスト実施規定第24条により、九州アンサンブルコンテスト審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 評価方法は絶対評価とし、技術と表現のそれぞれについて8段階で評価する。

第3条 採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、最高・最低点を除く。(上下カット)

第4条 合計点から下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。また、小学生の部に最優秀賞を設ける。

全部門	
100点～80点	金賞
79点～50点	銀賞
49点～30点	銅賞

第5条 全日本アンサンブルコンテストへの推薦は、採点合計の上位から決定する。なお、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第6条 出場団体の責任者に対し、当該部門全団体の評価を、審査員名をふせて公表する。